

行政手続のオンライン化に係る取組について

1. 趣旨

令和2年12月に総務省が策定した「自治体DX推進計画」では、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、国と自治体が協力して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続きについて、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を踏まえ、積極的にオンライン化を進めることを掲げている。

2. 取組

「特に国民の利便性向上に資する手続」とされた子育て関係・介護関係26手続等については、令和4年度末を目標に手続のオンライン化が示されているため、「ぴったりサービス」の利用を念頭に、所管課と業務プロセスの見直しを含め、行政手続のオンライン化を図る。

また、実施にあたっては「第2期庄原市地域情報化計画」、「第2期庄原市長期総合計画」との整合を図る。

※ 「ぴったりサービス」：政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルの機能で、子育て・介護等手続をオンラインで申請できるシステム。

3. 制度概要

(1) 子育て関係・介護関係26手続のオンライン化

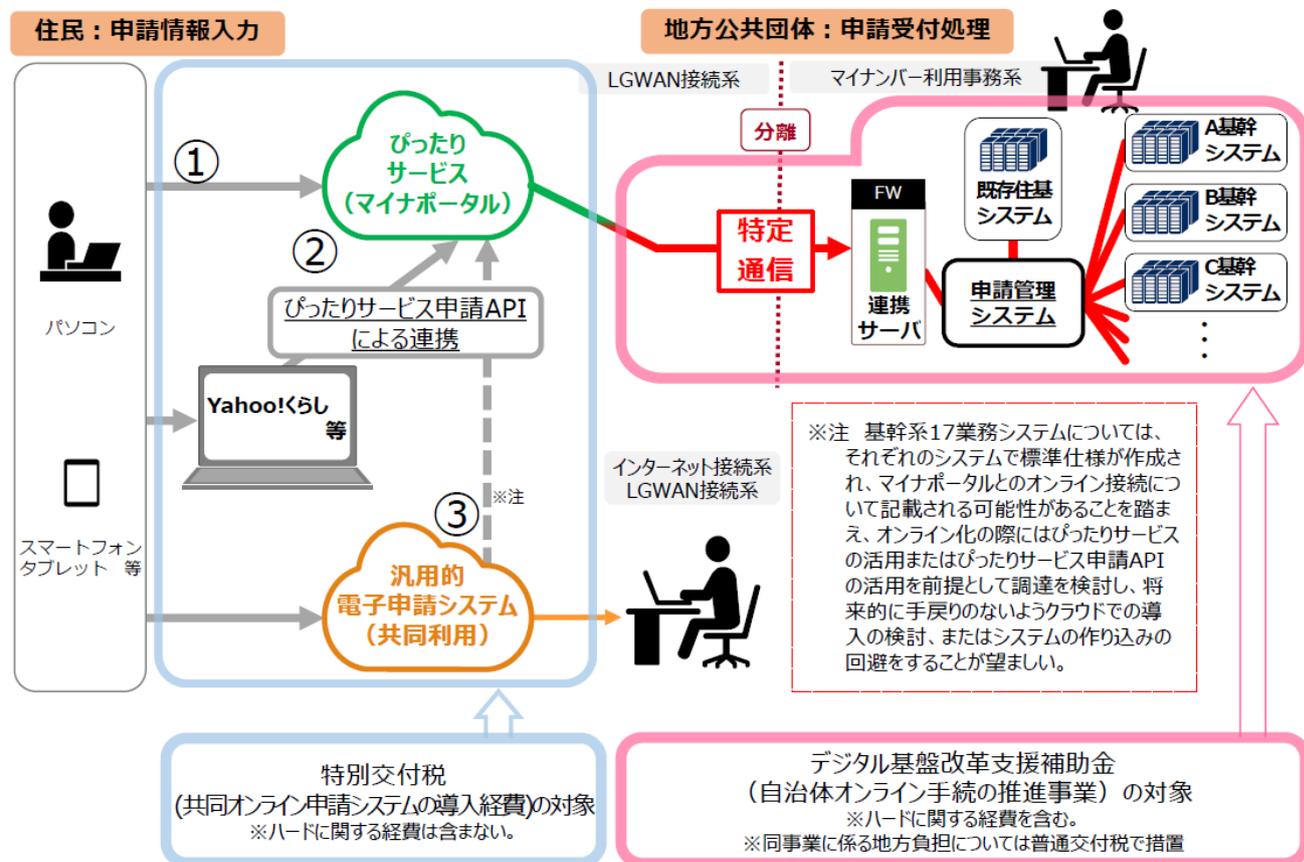
子育て、介護等の特に国民の利便性向上に資する手続きについて、原則、全自治体で、マイナポータルと市区町村の基幹システムのエンドトゥエンドのオンライン接続を可能にする。

ア. 対象手続

| 子育て関係（15手続） | 介護関係（11手続） |
|------------------------------|---------------------------|
| 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 | 要介護・要支援認定の申請 |
| 児童手当等の額の改定の請求及び届出 | 要介護・要支援更新認定の申請 |
| 氏名変更/住所変更等の届出 | 要介護・要支援状態区分変更認定の申請 |
| 受給事由消滅の届出 | 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出 |
| 未支払の児童手当等の請求 | 介護保険負担割合証の再交付申請 |
| 児童手当等に係る寄附の申出 | 被保険者証の再交付申請 |
| 児童手当に係る寄附変更等の申出 | 高額介護（予防）サービス費の支給申請 |
| 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 | 介護保険負担限度額認定申請 |
| 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 | 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請 |
| 児童手当等の現況届 | 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請 |
| 支給認定の申請 | 住所移転後の要介護・要支援認定申請 |
| 保育施設等の利用申込 | |
| 保育施設等の現況届 | |
| 児童扶養手当の現況届の事前送信 | |
| 妊娠の届出 | |

イ. オンライン化の仕組み

自治体の行政手続オンライン化の仕組み(イメージ)



ウ. システム整備内容及び事業費

| 項目 | 内容 | 事業費(円) |
|------------------------|---|-----------|
| ネットワーク等の整備 | 境界ファイアウォールの設置 LGWAN ファイアウォール等の設定 連携サーバの新規導入 | 7,618,050 |
| 既存住基システム等の改修 | シリアル番号の紐付情報管理 宛名番号付き紐付情報の提供機能 | |
| 申請管理システムの新規導入 | 申請データの取り込み・データベース格納 シリアル番号による申請者特定 申請内容照会とステータス管理 基幹システムと申請データ連携 | |
| 基幹システムの改修 (取込機能の実装) | 基幹系業務システムの標準化・共通化を行う 令和7年度までは、申請内容照会画面からの 転記により対応することとし改修しない | — |

※ 令和5年以降、年間70万円程度の保守費用が必要となる。

エ. 財政措置

国庫支出金として、デジタル基盤改革支援補助金（自治体オンライン手続推進事業）が国の令和2年度第3次補正予算に計上され、複数年度にわたる財源を確保するため地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に基金を設置し、令和4年度末まで財政措置される。

▽補助基準額（上限）：26,800,000円

▽補助金（補助率1/2、上限）：13,400,000円

▽補助金予算計上額：事業費7,618,050円×補助率1/2=3,809,000円

(2) 転出・転入手続のワンストップ化

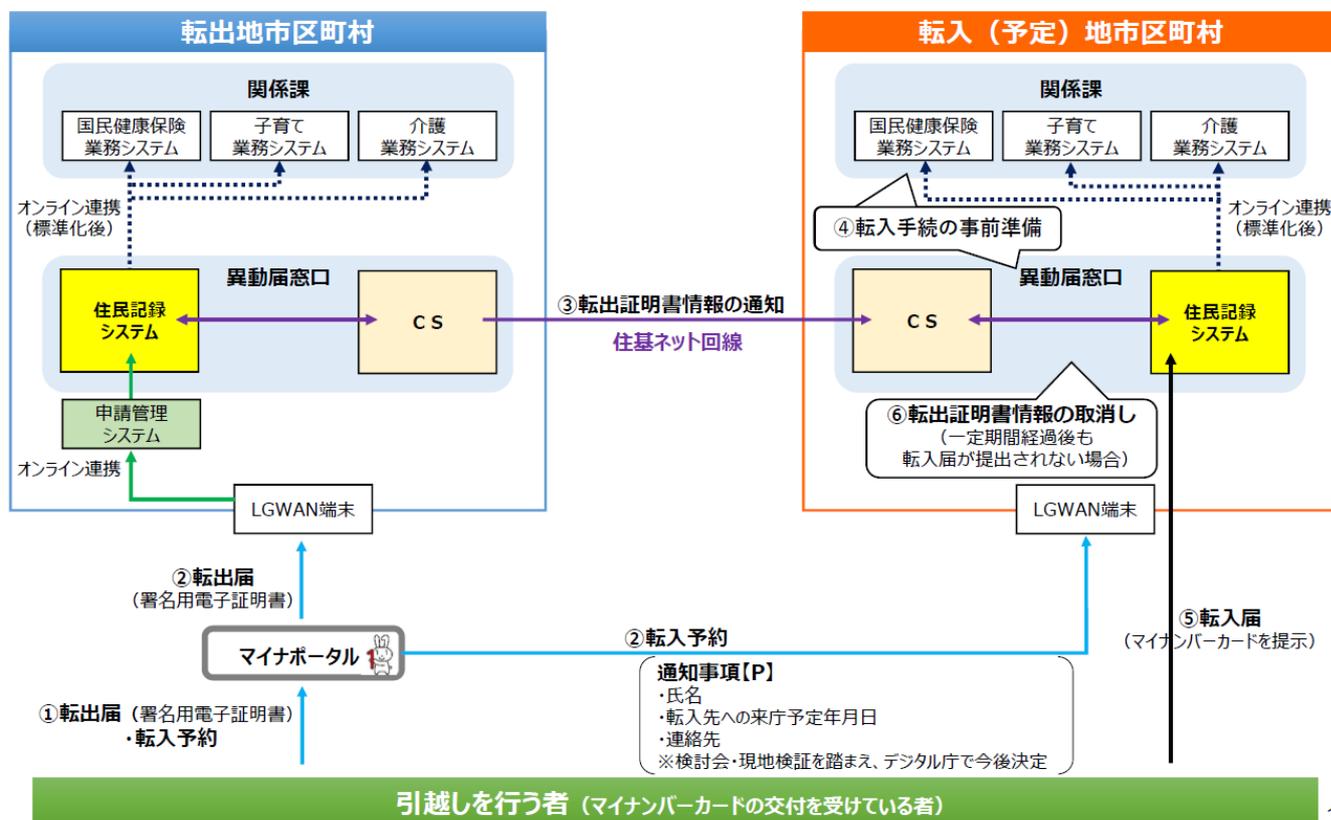
マイナンバーカード所有者がマイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村があらかじめ通知される転出届に関する情報（転出証明書情報）により転入手続の事前準備を行えるよう、住民基本台帳ネットワークシステム及び市区町村の住民記録システムの改修を推進し、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を図る。

ア. 住民基本台帳法の改正

デジタル社会形成基本法（令和3年5月19日公布）に基づき、デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により住民基本台帳法が改正され、マイナンバーカード所有者の転出届に関する情報を転入地に事前通知する制度等が設けられた。（施行日は公布から2年以内）

イ. 手続の流れ

転出・転入手続のワンストップ化に係るシステムの全体像



ウ. システム整備内容及び事業費

| 内 容 | 事業費(円) |
|---|-----------|
| マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化に直接必要となる機能の住民記録システム（住民記録システムとコミュニケーションサーバとを連携するためのシステムを含む。）への整備を行う。なお、住民記録システムとマイナポータルとを連携するための接続回線の整備に要する経費については、デジタル基盤改革支援補助金（自治体オンライン手続推進事業）の対象となるため、子育て関係・介護関係 26 手続のオンライン化にあわせて整備する必要がある。 | 4,347,200 |

エ. 財政措置

国庫支出金として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化に係るものに限る。）が国の令和3年度補正予算（第1号）に計上されている。なお、市の歳入歳出予算は令和3年度3月補正予算に計上し、繰越明許費を設定する必要がある。

▽補助基準額（上限）：4,592,000円

▽補助金（補助率 10/10、上限）：4,592,000円

▽補助金予算計上額：事業費 4,347,200円 × 補助率 10/10 = 4,347,000円

4. 予算

（単位：円）

| 区 分 | | 子育て関係・介護関係の 26 手続のオンライン化 | 転出・転入手続きのワン ストップ化 | 合 計 |
|-----|---------|-----------------------------|----------------------|------------|
| 事業費 | | 7,618,050 | 4,347,200 | 11,965,250 |
| 財源 | 国庫補助金 | | 4,347,000 | 4,347,000 |
| | 諸収入（雑入） | 3,809,000 | | 3,809,000 |
| | 一般財源 | 3,809,050 | 200 | 3,809,250 |

▽歳出予算：行政情報処理事業【業務委託料（物件費）】（2.1.10.0401.1201）

▽3月補正予算に歳入歳出予算を計上し、繰越明許費を設定する。

5. スケジュール

| | | |
|-------|-----------------------|--------------------------------------|
| 令和4年度 | 4月 | システム整備着手 |
| | 4月～3月 | 関係課協議（対象事務について手法等の検討・確認や関係例規・様式等の改正） |
| | 12月～3月 | システム整備完了 |
| | | 国庫補助金等実績報告 |
| 1月 | 転出入ワンストップ化 サービス開始（予定） | |
| 令和5年度 | 4月 | 子育て・介護分野 サービス開始（予定） |